

博士課程奨学金給付制度(KDS)に基づく奨学金給付と、他制度との併給整理表

	各種制度	KDS奨学金受給の可否	備 考
1	TA (ティーチング・アシスタント)	○	
2	RA (大学改革GP等の外部資金に基づく採用)	○	
3	RA (博士課程奨学制度(KWS)に基づく採用)	×	
4	奨学金(日本学生支援機構が所管するもの)	○	
5	奨学金(各種財団、地方公共団体の奨学団体)	△	当該財団等の制度に従う
6	授業料免除(学生支援部学生生活課が所管するもの)	○	
7	社会人学生	△	勤務先の就業規則等に従う
8	日本国政府から経済的援助を受けている留学生(国費留学生)	×	
9	外国政府から経済的援助を受けている私費留学生	△	当該留学生制度に従う
10	ダブル・ディグリー制度による授業料不徴収の私費留学生	△	協定書及び協定校の規則等に従う
11	経済的援助を受けていない私費留学生など	○	
12	日本学術振興会特別研究員	×	学術振興会の規定により不可

- 併給可能
- △ 当該他制度上で制約があれば、それに従う
- × 併給不可